

## 第45号議案

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥根県県税条例の一部改正)

第1条 鳥根県県税条例(昭和51年鳥根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表狩猟税の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第2条 鳥根県産業廃棄物減量税条例(平成26年鳥根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(旧鳥根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第3条 旧鳥根県産業廃棄物減量税条例(平成16年鳥根県条例第34号)附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第4条 旧鳥根県産業廃棄物減量税条例(平成21年鳥根県条例第58号)附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥根県手数料条例の一部改正)

第5条 鳥根県手数料条例(平成12年鳥根県条例第5号)の一部を次のように改

正する。

別表41の項左欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料」に改め、同項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第6条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第12号左欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に改め、同欄の(1)中「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の」を「第二種特定鳥獣管理計画に基づく」に改め、同欄の(2)中「執る」を「とる」に改め、同号右欄中「特定鳥獣保護管理計画による」を「第二種特定鳥獣管理計画に基づく」に改める。

(鳥根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第7条 鳥根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(平成24年鳥根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に改める。

(鳥根県自然環境保全条例の一部改正)

第8条 鳥根県自然環境保全条例(昭和48年鳥根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第13条第2項第3号中「鳥獣保護部会」を「鳥獣保護管理部会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月29日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条の規定による改正前の島根県自然環境保全条例第13条第 2 項第 3 号の規定により置かれた鳥獣保護部会は、この条例の施行の日において第 8 条の規定による改正後の島根県自然環境保全条例第13条第 2 項第 3 号の規定により置かれた鳥獣保護管理部会となり、同一性をもって存続するものとする。